

宮住審第7号

令和4年3月28日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

第41次宇都宮市住居表示等審議会

会長 篠崎 茂雄



住居表示の実施について（答申）

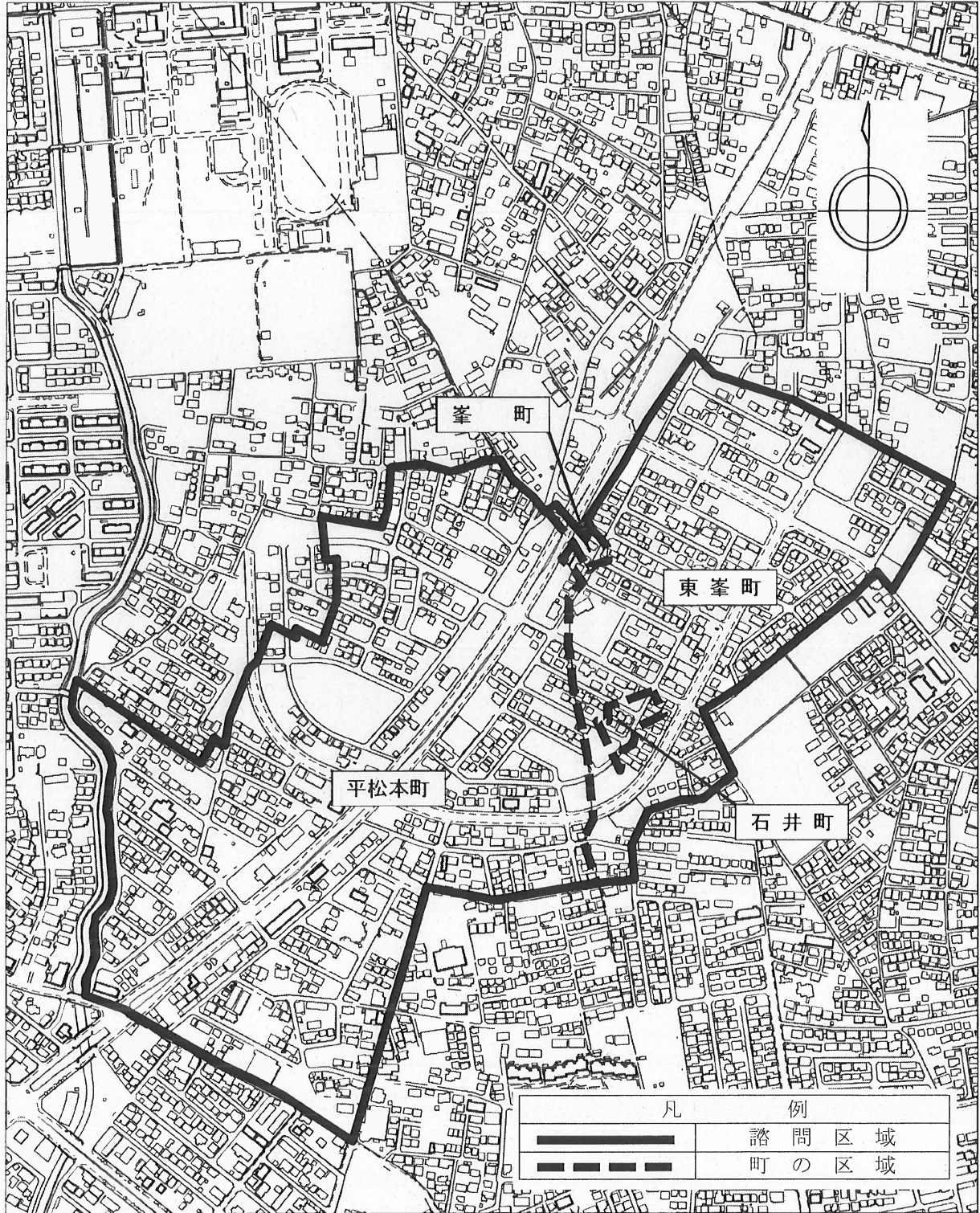
令和3年8月3日付け、宮市第1052号で諮問のありました「峯町，東峯町，石井町及び平松本町の各一部の区域をもって，町の区域及び名称の変更について定めること」，「市の事務所の所管区域について定めること」について，慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果，当審議会は，下記のとおり答申します。

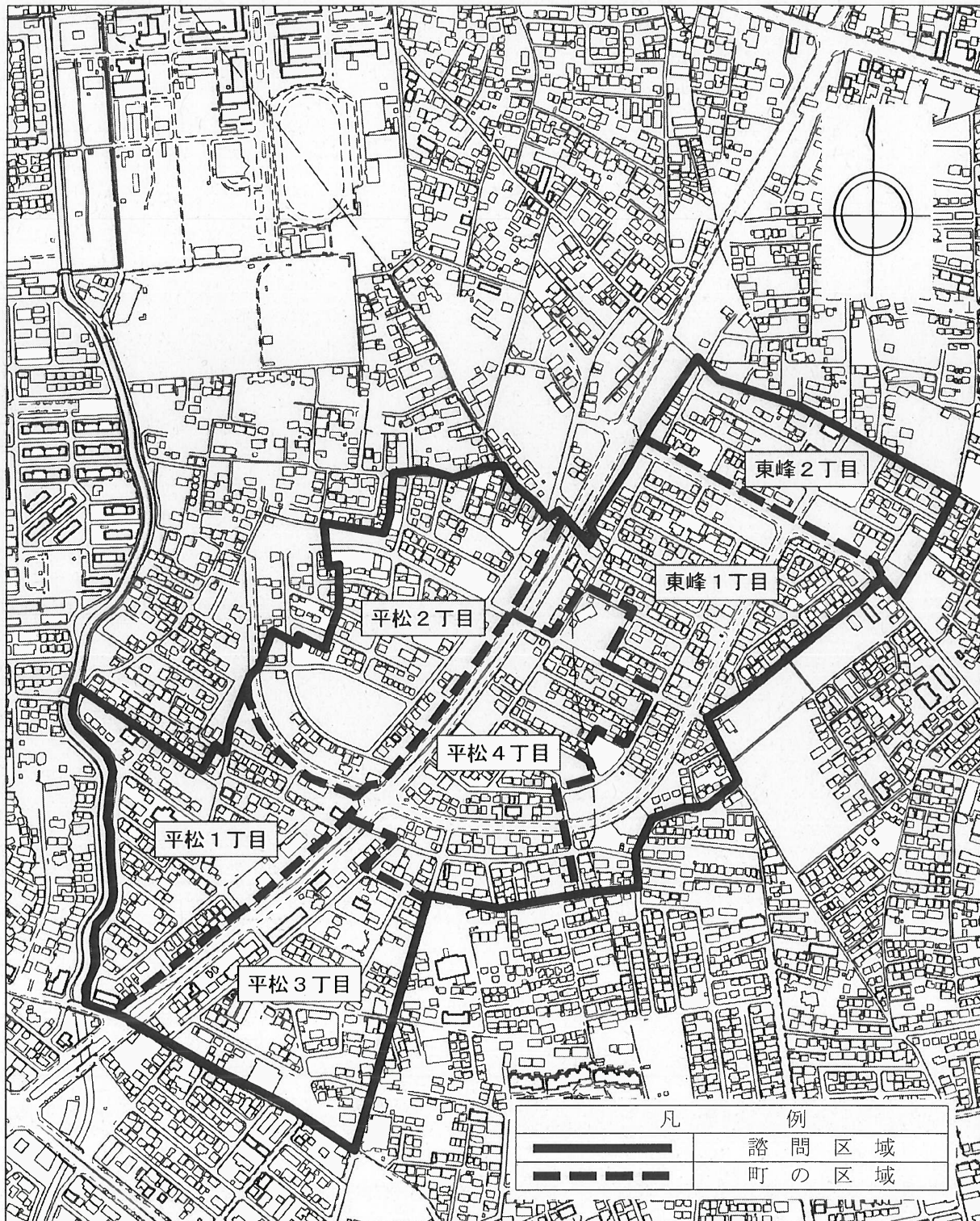
記

- 1 町の区域については，別図1を別図2のとおり変更する。
- 2 町の名称については，別図2のとおりとする。
- 3 市の事務所の所管区域については，別図3のとおりとする。
- 4 理由書 別紙のとおり

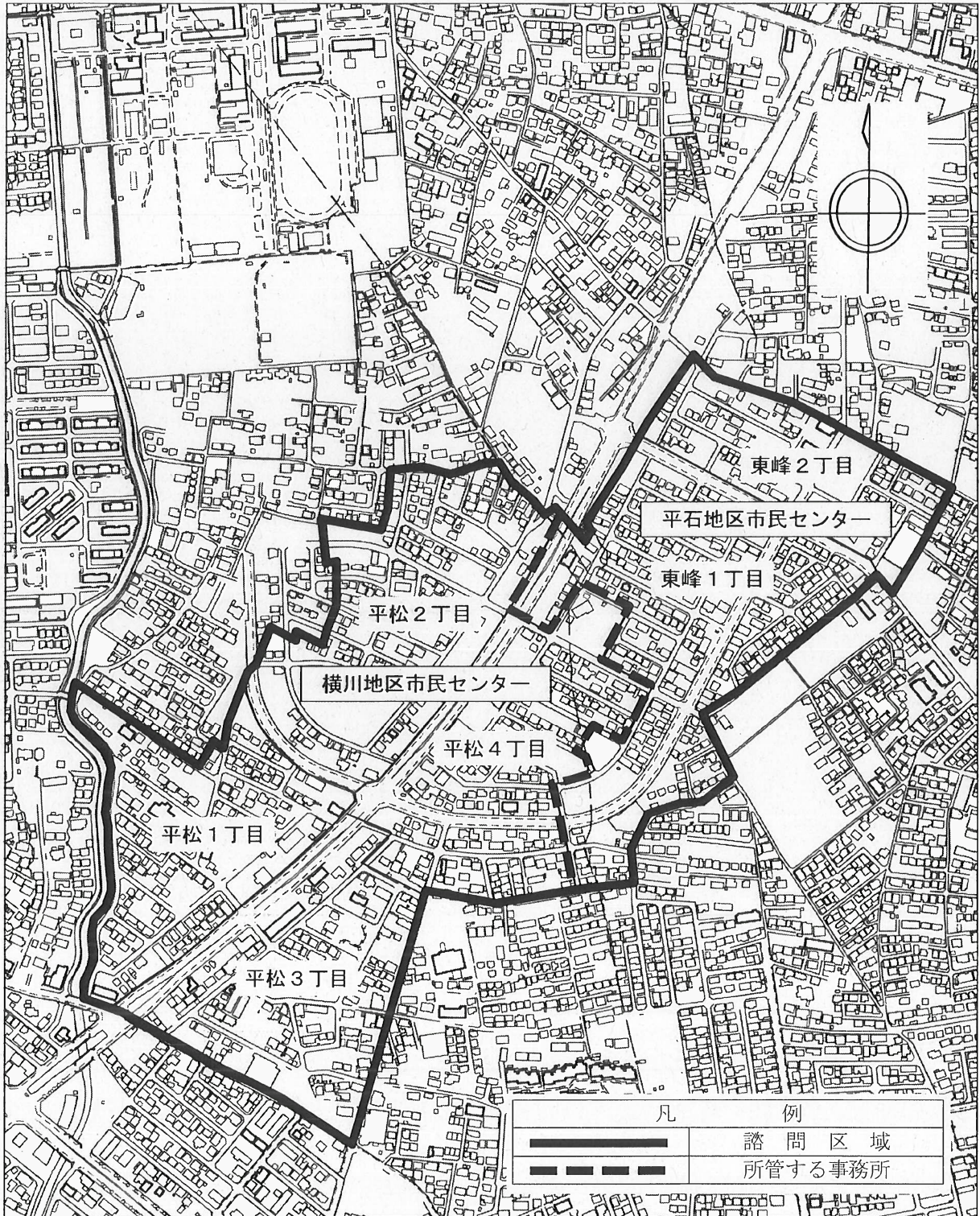
# 別図1



# 別図2



# 別図3



(別紙)

理 由 書

1 町の区域について

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、地域の特性、面積、従来の町の境界等を考慮したうえで、都市計画道路、区画道路及び公園を用いて6つに画する。

2 町の名称について

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 従来の町の名称に準拠し、住む人に親しみやすく、市民の方にもわかりやすいことから「東峰」及び「平松」を使用する。なお、従来は「峯」の文字を使用していたが、常用漢字である「峰」を使用する。
- (2) 丁目の順番については、基準点である本町1番街区（旧市役所跡）に最も近いところから放射状に配列する。

3 市の事務所の所管区域について

従来の所管区域に準拠し、平石地区市民センター及び横川地区市民センターとする。

# 位置図

